

中国最新法令＜速報＞

※月 2 回発行

2025 年 6 月 27 日号(No.437)

特集：中国個人情報・データ規制の「現在地」等

森・濱田松本法律事務所

中国プラクティスグループ

<https://www.morihamada.com/>

本号編集責任者：石本 茂彦

I. 特集：中国個人情報・データ規制の「現在地」

II. 注目法令等の紹介

1. 「全国人大常委会 2025 年立法業務計画」、「国務院 2025 年立法業務計画」
2. 「ネットワーク安全標準実践ガイドライン 個人情報保護合规性監査要求」
3. 「行政権限の濫用による競争の排除又は制限行為の制止に関する規定(改正意見募集稿)」
4. 「独占合意の禁止に関する規定(改正意見募集稿)」

III. その他の法令等一覧

I. 特集：中国個人情報・データ規制の「現在地」

執筆担当：吉 佳宜、崔 俊、森 則光

1. はじめに

「100 点満点を実現するのは現実的に難しい」、「そもそも遵守すべきルール自体が明確でない」。中国の個人情報・データ規制に対応する企業担当者の方からはこのような声をよく聞く。中国では、2017 年に施行されたネッ

「ネットワーク安全法」¹に加えて、2021 年における「データ安全法」²及び「個人情報保護法」³(いわゆる「データ三法」と総称される)を基盤として、個人情報・データ規制が急速に整備されてきている。しかし、規定の抽象さや規制当局を含む実務運用の不明確さから対応に苦慮する部分も少なくない。一方で、近時多くの下位法令やガイドライン等が制定され⁴、また今後も制定されようとしている。そして、実務の運用や考え方も定着してきた部分もある。このように規制の内容や実務が日々動く中で、自社の対応が実務相場から逸脱していないかを確認するためにも、規制の「現在地」(何が問題で、何が明確で、何が明確でないのか等)を常に把握しておくことが重要である。

本稿では、中国の個人情報・データ規制のうち、当職らが実務の現場において相談を受けることが多く、問題となりやすい以下の各論点について規制の「現在地」を説明しつつ、実務上の対応ポイントを解説する。

- ① 個人情報保護法の域外適用の範囲と対応
- ② 情報主体個人からの同意取得の方法
- ③ 個人情報・データの域外移転規制

2. 中国個人情報保護法の域外適用

(1) 個人情報保護法の域外適用の要件

中国の個人情報保護法は、中国国外の企業に対しても適用される場合がある(いわゆる「域外適用」)。域外適用される場合には、中国国外であっても中国の個人情報保護法を(理論上は)遵守する必要がある。そのため、中国に拠点やビジネスがないからといって、中国の個人情報保護法とは無関係と決めつけることはできない。では、どのような場合に中国の個人情報保護法が域外適用されるのか。

個人情報保護法 3 条によれば、中国国外の企業が「中国国内の自然人」の個人情報を取り扱う場合であって、以下のいずれかの事由⁵に該当する場合には、個人情報保護法が域外適用される(同法 3 条 2 項)。

- ① 中国国内の自然人に対する製品又は役務の提供を目的とするとき
- ② 中国国内の自然人の行為を分析し、評価するとき

¹ 本ニュースレターNo.238(2017 年 6 月 1 日発行)参照。

² 本ニュースレターNo.354(2021 年 6 月 25 日発行)参照。

³ 本ニュースレターNo.359(2021 年 9 月 21 日発行)参照。

⁴ 昨年の動きとして、2024 年 3 月には「データ越境流動の促進及び規範化に関する規定」が施行されて個人情報の域外移転規制が大幅に緩和された(本ニュースレターNo.420(2024 年 4 月 12 日発行)参照。)。また 2024 年 9 月には、「ネットワークデータ安全管理条例」が施行され、「個別の同意」の定義付け、重要データの具体的目録の制定義務の明確化、及びデータの域外移転メカニズムのさらなる適正化等データ規制の具体化が進んだ(本ニュースレターNo.429(2024 年 11 月 1 日発行)参照。)。

⁵ 「法律、行政法規に定めるその他の事由があるとき」という事由も規定されているが、現時点において、これに該当する特別な定めは存在しない。当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

上記①の事由については、越境 EC が典型的な適用例であると考えられる。例えば、中国国外の EC プラットフォームが中国国内の消費者をターゲットとして、中国語版のウェブページ等を通じて商品の販売を行う場合には中国の個人情報保護法の域外適用を受けると考えられる⁶。

また、上記②の事由については、Cookies やプラグイン等を利用したウェブトラッキングを通じて、中国国内の自然人に対して自動化された意思決定を行ったり、その個人の嗜好、行動、態度を分析又は予測する行為等が該当することになるとと思われる。

(2)域外適用の判断が問題となる状況

上記(1)のような典型的な場面ではないが、実務上、中国の個人情報保護法の域外適用を受けるかが問題となる事例として、以下のような事例が存在する。

まず、中国からの旅行者の個人情報を取得する場合である。例えば、ホテル、旅行業や免税店等が典型例として考えられる。当該旅行者が中国国外(例えば日本)にいる間にその個人情報を日本において取り扱うことに関しては、中国の個人情報保護法は適用されない。しかし、当該旅行者は中国に戻った後は「中国国内の自然人」となり、その後も当該旅行者に対してサービスを提供する状況が継続する場合には、上記①「中国国内の自然人」に対する製品又は役務の提供を目的とする場面に該当すると、中国の個人情報保護法の域外適用を受けられる可能性がある。

また、上記(1)のとおり中国国内の消費者向けのオンラインサービスであれば域外適用の典型的な場面といえるが、中国向けではないオンラインサービスにおいて、中国国内の個人が自らアクセスして利用し、その個人情報が提供される場合も域外適用の問題になり得る。GDPR の域外適用ルールにおいては、当該国を対象としたマーケティングであるかが考慮要素となっているが、中国においてはそのような明確なルールは存在しない。企業が意図したものでもなくとも、形式的には、サービス提供のために「中国国内の自然人」の個人情報を取り扱っているという事実があるため、中国の個人情報保護法が域外適用されると判断される可能性を否定することはできない。実務的には、実際に取り扱っている中国国内の自然人の個人情報の量や内容に応じて現実的なリスクを判断し、対応の要否や内容を検討することになると考えられる。

(3)域外適用への対応

中国の個人情報保護法が域外適用される場合には、同法が要求する事項(個人情報の取扱根拠の確保、安全保護

⁶ EU 一般データ保護規則(以下「GDPR」という。)においても、その域外適用ルールである「EU 内のデータ主体に対する製品又はサービスの提供」に該当するか否かを判断する際の考慮要素として、対象国のドメイン名、国名、言語、通貨、電話番号や住所の使用有無や、対象国内の主体を対象としたマーケティング活動の実施有無等が挙げられており、参考になる。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

措置等)を遵守する必要があると考えられる。一方で、理論上は中国の個人情報保護法が域外適用されても、事実上中国当局が国外企業を直接取り締まることが困難である。法令もこの点は考慮しており、域外適用される国外企業に対して、中国国内に専門機構を設置するか、又は代表を選任して、かつこれを管轄当局に届け出なければならないと要求しており(個人情報保護法 53 条)、中国国内における執行手段を確保しようとしている。しかし、当該規定に基づく国外企業による中国当局に対する届出は実際にはまだ運用されていない状況と思われる。

今後の実務動向に引き続き注目する必要があるが、域外適用への現実的な対応としては、取り扱う中国国内の個人情報の量や内容に応じて、中国個人情報保護法の要求事項の中でも優先度の高い事項(例えば、プライバシーポリシーの制定や同意の確保等)から対応を進めることが考えられる。

3. 個人情報の取扱に係る情報主体からの同意取得

(1)同意取得の位置づけ

個人情報保護規制の遵守において、個人情報の処理・取扱の根拠を如何に確保するかが実務上重要である。中国の個人情報保護法において、個人情報の取扱の根拠は同法 13 条 1 項において列挙されているが⁷、実務的には、情報主体から同意を取得することが基本原則と考えられている⁸。2024 年 12 月に公布された「個人情報取扱における告知及び同意に関する実施ガイドライン」(GB/T 42574-2023)では、実務的な同意取得の方法について基準が示されており、実務上参考になる。

(2)「個別の同意」の意義と対応

個人情報の域外移転、機微な個人情報⁹の取扱等に際して、通常の同意よりも厳格な「個別の同意」が要求される。ここでいう「個別の同意」は、「個人がその個人情報に対して特定の取扱が行われることについて特に行う具体的かつ明確な同意」と定義されている¹⁰。そのため、「個別の同意」を取得するためには、情報主体に対して特定の取扱(域外移転や機微な個人情報の取扱等)に関する利用目的や利用方法を明示した上で、同意がデフォルト設定

⁷ (1) 個人の同意を取得しているとき、(2) 個人を当事者の一方とする契約の締結、履行のために必要であるとき、又は法に従い制定された労働規則制度及び法に従い締結された集団契約に従い人材資源管理を実施するために必要であるとき、(3) 法定の職責又は法定の義務の履行のために必要であるとき、(4) 突発的公衆衛生事象に対応するため、又は緊急の場合において自然人の生命健康及び財産の安全を保護するために必要であるとき、(5) 公共の利益のためニュース報道や世論による監督等の行為を実施するにあたり、合理的な範囲内で個人情報を取り扱うとき、(6) 個人が自ら公開した個人情報又はその他のすでに合法的に公開されている個人情報を本法の規定に従い合理的な範囲内で取り扱うとき、(7) 法律、行政法规に定めるその他の事由

⁸ なお、個人の同意取得の方法について、誤導、詐欺や脅迫等の方式を通じて個人の同意を取得すること、個人がその個人情報の取扱に同意しない旨を明確に表明した後にもかかわらず頻繁に同意を求めることは禁止されている(ネットワークデータ安全管理条例 22 条)

⁹ 個人情報保護法 28 条において、「機微な個人情報とは、ひとたび漏洩され、又は不法に使用されると、自然人の人格の尊厳が侵害を受け、又は人身、財産の安全が害されやすい個人情報であり、生体識別、宗教信仰、特定の身分、医療健康、金融口座、移動の軌跡等の情報、並びに 14 歳未満の未成年者の個人情報が含まれる」と定められている。なお、機微な個人情報の例示については、「機微な個人情報取扱安全要求」(GB/T 45574-2025)の付録 A で規定されている。

¹⁰ ネットワークデータ安全管理条例 62 条 7 号

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

となっている場合や黙示の同意では不十分であり、能動的な同意の意思表示が必要となる¹¹。実務的には、プライバシーポリシーに対する同意を取得する際に、「個別の同意」が必要な事項については別項目(別のチェックボックス)を立てて独立して同意取得すること等も検討に値する。

4. データ・個人情報の域外移転規制

(1)重要データの域外移転規制

データのうち、「重要データ」を中国国内から域外移転するためには、インターネット情報弁公室による安全評価に合格することが要求されている¹²。そのため、「重要データ」が何を意味し、どのようなデータが「重要データ」に該当するかが極めて重要となる。しかし、重要データに関しては、ネットワークデータ安全管理条例において原則的な定義¹³が設けられているものの、当局により制定することが想定されている重要データの目録¹⁴は、現時点では制定されていない。

そのため、当局が重要データの具体的な範囲を制定するまでは重要データの域外移転において安全評価を申告する必要はないという規定¹⁵が存在することも踏まえると、現時点では重要データの域外移転規制が適用される場面は限定的と考えられる。但し、自動車業界に関しては「自動車データ安全管理規定(試行)」において具体的に重要データの内容が制定されていること、また一部の地域においても条例に基づく重要データの規定が存在することに注意が必要である(例えば、北京市は、2024 年 8 月に「中国(北京)自由貿易試験区データ域外移転管理リスト(ネガティブリスト)(2024 版)」を公布し、分野ごとに重要データの類型や基本特徴等を規定している。)

(2)個人情報の域外移転規制

ア 個人情報保護法に基づく条件とその後の緩和

個人情報を中国国内から域外移転するためには、個人から個別の同意を取得し(上記 3.(2)参照)、また個人情報保護影響評価(PIA)¹⁶を実施することに加えて、次のいずれかの条件を満たす必要がある¹⁷。

¹¹ 個人情報取扱における告知及び同意に関する実施ガイドライン 9.3.1、9.1.1 条。また、具体的な方法として、署名入り文書や電子確認、メール・SMS の能動的返信などが例示されている。

¹² データ域外移転安全評価規則 4 条

¹³ 「特定の分野、特定の集団、特定の地域、又は一定の精度及び規模に達し、改ざん、破壊、漏洩、不正取得、不正利用等が発生すると、国家安全保障、経済運営、社会安定、公衆衛生・安全に直接的な危害を及ぼす可能性のあるデータを指す」(ネットワークデータ安全管理条例 62 条)。

¹⁴ ネットワークデータ安全管理条例 29 条

¹⁵ データ越境流動の促進及び規範化に関する規定 2 条

¹⁶ 個人情報保護法 55 条。「個人情報域外移転標準契約届出ガイドライン(第二版)」の付属文書である PIA 報告書の雛型に沿って評価を行い、報告書を作成する必要がある。PIA の実施は自社で行うことが可能であるが、実務において、安全評価・個人情報保護認証・標準契約の届出を実行する際に、PIA 報告書を当局又は認証機構に提出する必要があり、当局又は認証機構は PIA 報告書の記載内容について説明や修正等を要求する可能性があるため、社内の対応体制の構築又は外部の専門機構への依頼が必要であるものと考えられる。

¹⁷ 個人情報保護法 38 条

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

- ① インターネット情報弁公室による安全評価への合格
- ② 専門機構が行う個人情報保護認証の取得
- ③ 国外の個人情報受領者との間で標準契約の締結・届出

もっとも、2024 年 3 月に制定された「データ越境流動の促進及び規範化に関する規定」により、次の各号のいずれかの場面で個人情報を域外移転する必要がある場合には、上記条件は免除されることになった¹⁸。

- ① 個人を一方の当事者とする契約¹⁹を締結し、履行するために必要な場合
- ② 法に基づき定められた労働規則制度及び法に基づき締結された集団契約に従い越境人材資源管理を実施するために必要な場合
- ③ 緊急の状況において自然人の生命・健康及び財産の安全を保護するために必要な場合
- ④ 重要情報インフラ運営者以外のデータ取扱者が当年 1 月 1 日以降に累計 10 万人分未満の個人情報(機微な個人情報を含まない)を域外に提供するとき

そのため、個人情報の域外移転を実施する場合には、まず上記の免除事由に該当するか否かを検討する必要がある。多くの企業では、上記④の数量の軽微基準による免除や、上記②の人事管理を理由とする免除に該当する可能性があると考えられる。その上で、免除事由に該当すると整理できない場合には、上記条件の充足について対応をする必要がある。

(3)域外移転の各条件の「現在地」

ア 安全評価

安全評価はインターネット情報弁公室による合格を得る必要があり、その審査は相当に高度であるため、域外移転の条件のうちで、積極的に安全評価を選択する理由はないと考えられる。ただ、重要情報インフラの運営者である場合、年間で累計 100 万人分以上の個人情報(機微な個人情報を含まない)もしくは 1 万人分以上の機微な個人情報を域外に提供する場合には安全評価の合格が要求される(データ越境流動の促進及び規範化に関する規定 7 条)。

安全評価の具体的な手続きや審査要点は、「データ域外移転安全評価規則」²⁰及び「データ域外移転安全評価申請ガイドライン(第 2 版)」²¹等によって具体化されている。

統計的に見ると、2025 年 3 月時点で、国家インターネット情報弁公室は計 298 件の域外移転安全評価の案件を完了しており、そのうち、44 件の申請案件が重要データに関わるものあり、評価結果が不合格だったのは 7 件

¹⁸ 同規定 5 条

¹⁹ 例えば越境ショッピング、越境配達、越境送金、越境決済、越境口座開設、航空券・ホテルの予約、査証手続、試験サービス等の契約

²⁰ 本ニュースレターNo.381(2022 年 8 月 12 日発行)参照。

²¹ 本ニュースレターNo.420(2024 年 4 月 12 日発行)参照。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

で、不合格率は 15.9%だった²²。

イ 個人情報保護認証

個人情報保護認証に関する具体的な認証手続き等は「個人情報保護認証の実施に関する公告」²³や「サイバーセキュリティ標準実践指針—個人情報域外移転取扱活動安全認証規範 V2.0」²⁴等において具体化されている²⁵。統計的に見ると、2024 年 11 月までに、中国のサイバーセキュリティ審査認証及び市場監督データセンター(以下「CCRC」という)²⁶は、104 件の個人情報保護認証の申請を受理しており、7 件²⁷の個人情報保護認証証書を発行している²⁸。2023 年 2 月 1 日、CCRC は個人情報保護認証のオンライン申請窓口²⁹を開設しており、認証の申請は、このオンライン窓口を通じて行われ、CCRC は形式審査を経て申請を受理した後、技術検証機関を指定し、現地審査を実施する流れになる。

なお、現時点では、個人情報保護認証は、現場検査等を受ける必要があるため、標準契約の締結・届出と比べると、手続きのハードルが高いと考えられるものの、国家インターネット情報弁公室は、認証を取得したグローバル企業は、グループ内で個人情報の域外移転活動を実施できるように制度を整備することも検討しているとのことであり、そのような制度が実現した場合には多数の中国拠点を持つ企業においては個別に個人情報域外移転の標準契約を締結するのではなく、認証を取得する方が効率的となる場合もあり得ると考えられる³⁰。

ウ 標準契約の締結・届出

標準契約の雛形は、「個人情報域外移転標準契約届出ガイドライン(第二版)」において規定されており、原則として、標準契約を締結する際には当該雛型をそのまま使用しなければならない。また、標準契約の適用範囲や届出

²² 国家インターネット情報弁公室が公表したデータ域外移転安全管理政策 Q&A(2025 年 4 月)

https://www.cac.gov.cn/2025-04/09/c_1745906286623776.htm

²³ 本ニュースレターNo.389(2022 年 12 月 9 日発行)参照。

²⁴ 本ニュースレターNo.389(2022 年 12 月 9 日発行)参照。

²⁵ 2025 年 1 月 3 日に、「個人情報域外移転個人情報保護認証規則(意見募集稿)」が公表され、同年 2 月 3 日までに意見募集が行われたが、まだ正式には公布されていない。本ニュースレターNo.432(2025 年 1 月 24 日発行)参照。

²⁶ 国家市場監督管理総局によって承認された個人情報保護認証機関である。

²⁷

時期	会社名
2023 年 12 月 15 日	珠海澳科大科技研究院 支付宝(中国)网络技术有限公司 广州希音国际进出口有限公司 北京華品博睿网络技术有限公司 京東科技情報技術有限公司
2024 年 11 月 20 日	中国平安人寿保险股份有限公司 北京度友科技有限公司

²⁸ <https://www.isccc.gov.cn/xwdt/tpxw/11/910689.shtml>

²⁹ <https://www.isccc.gov.cn/#/pip/login>

³⁰ データ域外移転安全管理政策 Q&A(2025 年 4 月)

https://www.cac.gov.cn/2025-04/09/c_1745906286623776.htm

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

手続き等は、「個人情報域外移転標準契約規則」³¹(2023年6月1日施行)や「個人情報域外移転標準契約届出ガイドライン(第二版)」³²(2024年3月22日施行)等において具体化されている。

統計的に見ると、2024年に、国家インターネット情報弁公室は計1071件の個人情報域外移転標準契約の届出案件を完了している³³。各都市では、北京市において、2025年3月20日までに224件の標準契約の届出が完了し³⁴、上海市において、2025年1月15日までに443件の標準契約の届出が完了している³⁵。

5. 終わりに

中国における個人情報・データ規制について、本稿で解説したもの以外にも多数の論点や対応事項が存在する。また、個人情報・データ規制は、データ独占行為に対する競争法上の規制や、生成 AI サービスにおけるデータ利用規制など、他の規制分野と相互に関連する動きもある。例えば、2024年9月6日、上海市市場监督管理局は、データの乱用に関わる独占禁止法に基づく行政処分を発表している³⁶。

中国における個人情報・データ規制は今もなお整備途中であるため、当局による施行細則の整備や典型事例の公表に注視する必要がある。中国で事業活動を行う企業としては、その事業モデルに即したリスクマッピングを行い、網羅的なコンプライアンス体制を構築する必要性があるといえる。

II. 注目法令等の紹介

1. 「全国人大常委会 2025 年立法業務計画」、「国务院 2025 年立法業務計画」

「全国人大常委会 2025 年度立法工作计划」、「国务院 2025 年度立法工作计划」

全国人民代表大会常務委員会 2025 年 4 月 18 日公布、同日施行

国务院 2025 年 5 月 4 日公布、同日施行

執筆担当:張 雪駿、井村 俊介

全国人民代表大会常務委員会と国务院は、それぞれの 2025 年立法業務計画を公表した。特に注目される法令

³¹ 本ニュースレターNo.394(2023年3月10日発行)参照。

³² 本ニュースレターNo.420(2024年4月12日発行)参照。

³³ https://www.nda.gov.cn/sjj/swdt/xwfb/1231/20241231172831486110195_pc.html

³⁴ https://peopleweekly.cn/html/2025/jizhezaixian_0321/243697.html

³⁵ <https://finance.sina.com.cn/tech/roll/2025-01-15/doc-inefachs1030841.shtml>

³⁶ <https://scjgj.sh.gov.cn/1581/20240906/2c984a7291c206270191c690fdd61081.html>

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

は下表のとおりである。

(1) 全人大常務委員会 2025 年立法業務計画

全人代表常務委員会が審議を継続する法律案(14 件、そのうち 6 件を抜粋)	審議予定時期
民営経済促進法 ³⁷	2 月(すでに制定・公布済み)
仲裁法(改正)	4 月
不当競争防止法(改正) ³⁸	6 月
海商法(改正)	7 月
金融安定法 ³⁹	8 月
危険化学品安全法	10 月

上記のほか、全人代常務委員会が一次審議を行う法律案は 23 件あり、そのうち生態環境法典、金融法、企業破産法(改正)、入札法(改正)、銀行業監督管理法(改正)、食品安全法(改正)、ネットワーク安全法(改正)、対外貿易法(改正)が注目される。

(2) 国務院 2025 年立法業務計画

項目	法令名	担当部門
国務院が全人代常務委員会に審議を求める予定の法律案 (全 16 件、うち 6 件を抜粋 ⁴⁰)	対外貿易法(改正草案)	商務部
	食品安全法(改正草案)	市場監督管理総局
	銀行業監督管理法(改正草案) ⁴¹	金融監督管理総局
	入札法(改正草案)	国家発展改革委員会
	商標法(改正草案) ⁴²	国家知的財産局
	金融法(草案)	中国人民銀行等
国務院が制定・改正予定の行政法規 (全 30 件、うち 8	中小企業代金支払保障条例(改正)	工業及び情報化部(すでに制定・公布済み)
	住宅賃貸借条例	住宅城郷建設部

³⁷ すでに制定・公布された当該法律の詳細は、[本ニュースレターNo.436\(2025 年 5 月 30 日発行\)](#)参照。

³⁸ 本法の意見募集稿は、[本ニュースレターNo.432\(2025 年 1 月 24 日発行\)](#)参照。

³⁹ 本法の意見募集稿は、[本ニュースレターNo.374\(2022 年 4 月 28 日発行\)](#)参照。

⁴⁰ その他、全人代常務委員会に審議を求める予備の法律案は 25 件があり、そのうち電信法(草案)、増値税法(草案)、税收徴収管理法(改正草案)、商業銀行法(改正草案)、保険法(改正草案)、弁護士法(改正草案)、不動産登記法(草案)、出入国管理法(改正草案)、税関法(改正草案)等が注目される。

⁴¹ 本法の意見募集稿は、[本ニュースレターNo.389\(2022 年 12 月 9 日発行\)](#)参照。

⁴² 本法の意見募集稿は、[本ニュースレターNo.393\(2023 年 2 月 17 日発行\)](#)参照。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

件を抜粋 ⁴³⁾	「反外国制裁法」の実施に関する規定 ⁴⁴⁾	司法部(すでに制定・公布済み)
	涉外知的財産権紛争処理に関する規定	司法部等
	商事調解条例	司法部
	行政不服申立法実施条例(改正)	司法部
	証券会社監督管理条例(改正)	証券監督管理委員会
	薬品管理法実施条例(改正)	市場監督管理総局等

2. 「ネットワーク安全標準実践ガイドライン 個人情報保護合規性監査要求」

「网络安全标准实践指南 个人信息保护合规审计要求」

全国ネットワーク安全標準化技術委員会 2025 年 5 月 19 日公布、同日施行

執筆担当: 崔 俊、塩崎 耕平、五十嵐 充

「個人情報保護法」54 条⁴⁵⁾と 64 条 1 項⁴⁶⁾には、個人情報取扱者による合規性監査(個人情報コンプライアンス監査)の実施義務が定められ、こうした合規性監査について、実施主体、実施義務の要件、実施方法等を定めた「個人情報保護合規性監査管理規則」⁴⁷⁾が 2025 年 5 月 1 日に施行されている。

今回公布された「ネットワーク安全標準実践ガイドライン 個人情報保護合規性監査要求」(以下「本ガイドライン」という。)では、合規性監査の実施に関して、より詳細かつ実務的な内容が定められた。具体的には、実施プロセス、監査内容等が明記される等、合規性監査の手続面について詳細化が図られた。また、本ガイドラインの別紙において、監査報告書の雛形等の資料も公表された。

特に注目される内容は、取扱う個人情報の件数に応じた監査実施頻度、監査チームの構成要件等が明確に定められたことである(4.2.4 条)⁴⁸⁾。具体的には、個人情報取扱者が、1,000 万人分を超える個人情報を取扱う場合に

⁴³⁾ その他、制定・改正予備の行政法規は 47 件があり、そのうち増値税法実施条例、上場会社監督管理条例、会社債券管理条例、ネットワーク安全等級保護条例、監査法実施条例(改正)、外貨管理条例(改正)、著作権法実施条例(改正)、インターネット情報サービス管理規則(改正)、集積回路配置保護条例(改正)、反スパイ法実施細則(改正)、技術輸出入管理条例(改正)等が注目される。

⁴⁴⁾ すでに制定・公布された当該法令の詳細は、[本ニュースレターNo.435\(2025 年 4 月 25 日発行\)](#)参照。

⁴⁵⁾ 「個人情報取扱者は、その個人情報の取扱における法律、行政法規遵守状況について定期的に合規性監査を行わなければならない。」と規定する。

⁴⁶⁾ 「個人情報保護職責履行部門は、職責履行中に、個人情報取扱行為に比較的大きなリスクが存在すること又は個人情報の安全に関する事象が発生したことを発見した場合、定められた権限及び手続に従い、当該個人情報取扱者の法定代表者もしくは主要責任者と面談を行い、又は個人情報取扱者に対し、専門機構に委託してその個人情報取扱行為について合規性監査を行うよう求めることができる。」と規定する。

⁴⁷⁾ [本ニュースレターNo.434\(2025 年 3 月 28 日発行\)](#)参照。

⁴⁸⁾ 「個人情報保護合規性監査管理規則」によれば、自主監査については、1,000 万人分を超える個人情報を取り扱う個人情報取扱者は、2 年ごとに少なくとも 1 回は合規性監査を行わなければならないと規定されているが(4 条)、上記以外の個人情報取扱者については、個人情報保護合規性監査管理規則では合規性監査の時期と頻度は規定されていない。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

は、2年ごとに少なくとも1回の監査、100万人分を超え1,000万人分以下の場合には、3年又は4年ごとに1回以上の監査、100万人分以下の場合には、5年に1回以上の監査を実施することが望ましいとされている。また、自主監査⁴⁹を実施する場合、個人情報保護法規性監査に係る管理制度を策定し、その組織体制、監査方法、監査対象事項やその確認方法等を明確にするとともに、監査担当者の職責や権限を明示すること等が求められている。

(全6条)

3. 「行政権限の濫用による競争の排除又は制限行為の制止に関する規定(改正意見募集稿)」

「制止濫用行政権限排除、限制競争行為規定(修订草案征求意见稿)」

国家市場監督管理総局 2025年5月16日公表、意見募集期限 2025年6月15日

執筆担当: 沈 陽、塩崎 耕平

中国「独占禁止法」⁵⁰第5章には、政府機関及び法律、法規により権限を付与された公共の事務を管理する職能を有する組織が行政権限を濫用して競争を排除又は制限する行為を禁止する規定が置かれており、より具体的な内容を定めた行政法規として「行政権限の濫用による競争の排除又は制限行為の制止に関する規定」⁵¹が2023年に公布、施行されている。2025年5月、国家市場監督管理総局は、「行政権限の濫用による競争の排除又は制限行為の制止に関する規定」の改正についての意見募集稿⁵²(以下「本意見募集稿」という)を公表した。

本意見募集稿では、行政権限を濫用して、他地域の商品流通を妨害すること、入札活動や投資を制限することに関して具体的な態様を追加するとともに、内容を修正した(6条5号、7条2号、8条2号)。例えば、ある地域における業績、事業年数、当該地域において納付された社会保険料などを企業の信用等級の評価に用いることや、産地によって信用等級の評価を差異化するなどの方法で、当該地域外の経営者が入札に参加することを排除又は制限することを禁止する規定を新設した(7条2号)。

⁴⁹ 法規性監査は、個人情報取扱者自らによる実施(いわゆる自主監査)と、当局(国のネットワーク情報部門及びその他の個人情報保護職責履行部門)の要求に基づく実施に分類される。

⁵⁰ 本ニュースレターNo.379(2022年7月8日発行)参照。

⁵¹ 本ニュースレターNo.396(2023年4月17日発行)参照。

⁵² 本意見募集稿は、意見募集を踏まえて内容が修正される可能性があり、正式に公布・施行されるまでは法令としての効力を有しないため、今後正式に公布される法令及び実務動向を注目する必要がある。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

本意見募集稿では、独占禁止法執行機構⁵³が、行政権限の濫用による競争の排除又は制限の疑いがある行為について立件すべき場合を具体的に定めた(15 条)。また、行政権限の濫用により競争を排除又は制限する行為が認められる組織又は個人において、注意、是正意見等を受けたにもかかわらずかかる行為を中止しない場合、独占禁止法執行機構の調査を拒否、阻害する行為がある場合や通報者、法執行機構等に対して報復した等の場合には、独占禁止法執行機構が原則として行政建議書⁵⁴においてその旨を明記することとし、情状が重大な場合等には、関連人員に対する処分をすることと規定した(22 条)。

さらに、本意見募集稿では、「公平競争審査条例」⁵⁵に平仄を合わせる改正がなされている。例えば、行政権限を濫用し、競争を排除、制限する内容が含まれる法規について、「公平競争審査条例」に基づく公平競争審査を経ずに制定された場合であって、一定の条件を満たす場合、独占禁止法執行機構が立件すべきことが規定された(15 条 3 項)。

(全 33 条)

4. 「独占合意の禁止に関する規定(改正意見募集稿)」

「禁止垄断协议规定(修订征求意见稿)」

国家市場監督管理総局 2025 年 6 月 3 日公表、意見募集期限 2025 年 7 月 3 日

執筆担当: 沈 陽、塩崎 耕平

2022 年に改正された中国「独占禁止法」⁵⁶では、再販価格合意などのいわゆる垂直的独占合意に関して「セーフハーバー制度」が導入された。すなわち、事業者が、取引相手と、第三者に対する商品再販売価格を固定することや第三者に対する商品再販売最低価格を限定すること等の垂直的な独占合意を形成する場合であっても、事業者において、(1)その関連市場における市場占有率が法定基準を下回り、かつ(2)国务院独占禁止法執行機構の定めるその他の条件に合致することを証明することができる場合は、禁止しないとされている(独占禁止法 18 条 3 項)。セーフハーバー制度に関しては、現状、独占禁止法の下位法令である「独占合意の禁止に関する規定」⁵⁷において、「事業者と取引相手が合意を形成したとしても、合意に参加した事業者の関連市場における市場占有

⁵³ 本規定における独占禁止法執行機構には、市場監督管理総局及び省級市場監督管理部門が含まれる。(本意見募集稿 2 条 3 項)

⁵⁴ 独占禁止法 61 条は、行政機関及び法律、法規により権限を付与された公共の事務を管理する職能を有する組織が行政権限を濫用して、競争を排除し又は制限する行為を実施した場合は、上級機関が是正を命じるとしており、独占禁止法執行機構が、関連の上級機関に対し法に基づき処理すべき旨の建議(行政建議書)を提出することができることを規定している。独占禁止法執行機構は、関係上級機関に対し法に基づき処理すべき旨の建議を提出する場合、こうした行政建議書を作成し、同時に写しを調査対象単位に送付する必要があるとされる(本意見募集稿 21 条 1 項)。

⁵⁵ 本ニュースレターNo.426(2024 年 7 月 26 日発行)参照

⁵⁶ 本ニュースレターNo.379(2022 年 7 月 8 日発行)参照。

⁵⁷ 本ニュースレターNo.396(2023 年 4 月 17 日発行)参照。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

率が市場監督管理総局の定める基準を下回り、かつ市場監督管理総局が定めるその他の条件に合致することを事業者が証明することができるときは、禁止しない」とする原則的な規定が置かれているのみであるが、今回、国家市場監督管理総局は、「独占合意の禁止に関する規定」の改正意見募集稿⁵⁸(以下「本意見募集稿」という。)を公表し、セーフハーバー制度の基準、適用条件等について具体的に定めることとする改正を検討していることが示された。

本意見募集稿では、①第三者に対する商品再販売価格を固定する独占合意及び第三者に対する商品再販売最低価格を限定する独占合意と②国務院独占禁止法執行機構が認定するその他の独占合意という二つの類型に分けて、それぞれ一定の市場占有率未満であり、かつ一定の年間売上高を超えない場合にセーフハーバーが適用されることとした。その基準値は下表のとおりである。市場占有率の基準、年間売上高の基準のいずれも満たす必要があり、さらに、川上の事業者と川下の事業者のそれぞれの数値がいずれの基準をも充足する必要があるとされていることに留意が必要である。

独占合意の類型	市場占有率	年間売上高
第三者に対する商品再販売価格を固定する独占合意 ⁵⁹ 及び 第三者に対する商品再販売最低価格を限定する独占合意 ⁶⁰	事業者及び取引相手が関連市場における市場占有率がそれぞれ 5% 未満	事業者及び取引相手が関連市場における年間売上高がそれぞれ 1 億円を超えない
国務院独占禁止法執行機構が認定するその他の独占合意 ⁶¹	事業者及び取引相手が関連市場における市場占有率がそれぞれ 15% 未満	事業者及び取引相手が関連市場における年間売上高がそれぞれ 3 億円を超えない

関連して、取引相手が複数存在する場合、同一関連市場における市場占有率及び売上高は合算して計算すること(17 条 2 項)、独占合意について競争を排除又は制限する効果があることを証明する証拠がある場合、垂直的独占合意に関するセーフハーバー制度は適用されないこと(17 条 3 項)、国務院の独占禁止法執行機関において特定の業界、分野又は特定の独占合意に対して「独占禁止法」18 条 3 項(垂直的独占合意に関するセーフハーバー制度の規定)を適用する別の定めがある場合⁶²、当該規定に従うこと(17 条 5 項)も規定された。

⁵⁸ 本意見募集稿は、意見募集を踏まえて内容が修正される可能性があり、正式に公布・施行されるまでは法令としての効力を有しないため、今後正式に公布される法令及び実務動向を注目する必要がある。

⁵⁹ 「独占禁止法」18 条 1 項 1 号

⁶⁰ 「独占禁止法」18 条 1 項 1 号 2 号

⁶¹ 「独占禁止法」18 条 1 項 3 号

⁶² 2019 年 1 月 4 日に公布された「知的財産分野に関する独占禁止指針」13 条では、知的財産権に係る垂直的独占合意がセーフハーバー制度に適用する条件として、事業者と取引相手の、知的財産権に係る合意の影響を受けるいずれの関連市場における市場占有率も 30 パーセントを超えないことを挙げている。また、同日に公布された「自動車業界に関する独占禁止指針」4 条 1 項では、関連市場において 30% 以下の市場占有率を占める事業者は、顕著な市場力を有しないと推定される可能性があることを示している。本規定が正式に公布施行された後、これらの指針と本規定に

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

調査を受けている独占合意がセーフハーバー制度の適用条件を満たしていることを事業者が証明しようとする場合、独占禁止法執行機構に書面申請及び資料の提出をする必要があるところ、本意見募集稿では、提出資料を明確にした(18 条 1 項)。また、セーフハーバー制度が適用された場合に調査がどのように進められるかについては、独占禁止法執行機構が事業者から提出された資料を検証し、セーフハーバー制度に適用すると判断した場合、立件・調査をせず、すでに立件されている場合には、調査を終了すること(18 条 2 項)、独占禁止法執行機構が事業者から提供された情報が不完全もしくは不正確であるものの立件しない又は調査終了の決定を行った場合や、結論が依拠した事実に変化が生じた場合には、法に基づき調査を行う必要があること(18 条 3 項)も規定された。

(全 2 条)

Ⅲ. その他の法令等一覧

2025 年 5 月 12 日から 2025 年 6 月 9 日までの期間に公布された主な法令等の一覧は以下のとおりである(上記にて取り扱った法令等を除く。)

1. 「医療広告監督管理業務ガイドライン」
(原文: 医疗广告监管工作指南)
(市場監督管理総局、2025 年 5 月 9 日公布、2025 年 5 月 9 日施行)
2. 「飲食業促進及び経営管理規則」
(原文: 餐饮业促进和经营管理办法)
(商務部等、2025 年 5 月 12 日公布、2025 年 6 月 15 日まで意見募集)
3. 「上場会社重大資産再編管理規則(改正)」
(原文: 上市公司重大资产重组管理办法(修订))
(証券監督管理委員会、2025 年 5 月 16 日公布、2025 年 5 月 16 日施行)
4. 「上場会社資金募集監督管理規則(改正)」
(原文: 上市公司募集资金监管规则(修订))
(証券監督管理委員会、2025 年 5 月 9 日公布、2025 年 6 月 15 日施行)
5. 「特許プール建設運行業務ガイドライン」
(原文: 专利池建设运行工作指引)
(国家知的財産権局等、2025 年 4 月 14 日公布、2025 年 4 月 14 日施行)

おける基準がどのような関係に立つのかについては、引き続き注目する必要がある。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

6. 「国家発展計画法(草案)」
(原文:国家发展规划法(草案))
(全国人民代表大会常務委員会、2025年4月30日公布、2025年5月29日まで意見募集)
7. 「経営主体登記登録申請及び代理行為管理規則(意見募集稿)」
(原文:经营主体登记注册申请及代理行为管理办法(征求意见稿))
(国家市場監督管理総局、2025年5月12日公布、2025年5月23日まで意見募集)
8. 「国家ネットワーク身分認証公共サービス管理規則」
(原文:国家网络身份认证公共服务管理办法)
(公安部等、2025年5月19日公布、2025年7月15日施行)
9. 「小微企業融資支持の若干措置」
(原文:支持小微企业融资的若干措施)
(国家金融監督管理総局等、2025年5月19日公布、2025年5月19日施行)
10. 「国内企業の国外上場資金管理に関する若干問題の通知(意見募集稿)」
(原文:关于境内企业境外上市资金管理有关问题的通知(征求意见稿))
(中国人民銀行等、2025年5月23日公布、2025年6月22日まで意見募集)
11. 「工業製品生産許可証管理条例(改正意見募集稿)」
(原文:工业产品生产许可证管理条例(修订草案征求意见稿))
(国家市場監督管理総局、2025年5月19日公布、2025年6月18日まで意見募集)
12. 「重要軍工施設保護条例」
(原文:重要军工设施保护条例)
(國務院等、2025年5月19日公布、2025年9月15日施行)
13. 「監察法実施条例(改正)」
(原文:监察法实施条例(修订))
(国家監察委員会、2025年6月1日公布、2025年6月1日施行)
14. 「商事調解条例(意見募集稿)」
(原文:商事调解条例(征求意见稿))
(司法部、2025年5月27日公布、2025年6月25日まで意見募集)
15. 「政務データ共有条例」
(原文:政务数据共享条例)
(國務院、2025年5月28日公布、2025年8月1日施行)
16. 「武器装備科研究生産単位秘密保持資格管理規則」
(原文:武器装备科研究生产单位保密资质管理办法)
(国家秘密保持局、2025年6月1日公布、2025年7月1日施行)

17. 「ネットワーク取引プラットフォーム規則監督管理規則(意見募集稿)」

(原文: 网络交易平台规则监督管理办法(征求意见稿))

(国家市場監督管理総局、2025 年 6 月 4 日公布、2025 年 7 月 4 日まで意見募集)

中国プラクティスグループ

石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、森規光、原潔、鈴木幹太、
五十嵐充、井村俊介、富永裕貴、水本真矢、福島翔平、岩佐勇希、
木内遼、塩崎耕平、紫垣遼介、加瀬由美子、佐藤万里、重富賢人、橋本祐弥、
渡邊泰尚、朝倉利哉、新井雄也、上村莉愛、金載中、児玉祐基、森琢真
吉佳宜、崔俊、張超、胡勤芳、高玉婷、柴巍、戴樂天、張雪駿、沈陽

TOKYO

〒100-8222 東京都千代田区丸の内 2-6-1

丸の内パークビルディング

TEL : 03-5220-1839

FAX : 03-5220-1739

tokyo-sec@morihamada.com

SHANGHAI

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号

恒生銀行大廈 22 階 200120

TEL : +86-21-6841-2500

FAX : +86-21-6841-2811

shanghai@morihamada.com